

戸田FAX情報

NO. 642

令和1年11月5日

顧問先各位

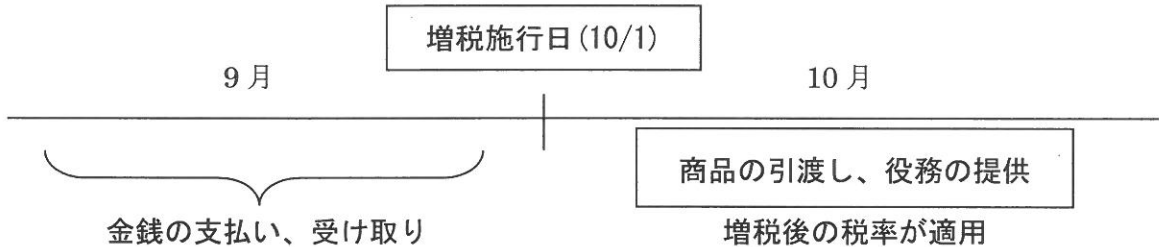
戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

消費税10%と8%の取扱い 消費税増税施行日(10月1日)前後の消費税適用関係

【概要】

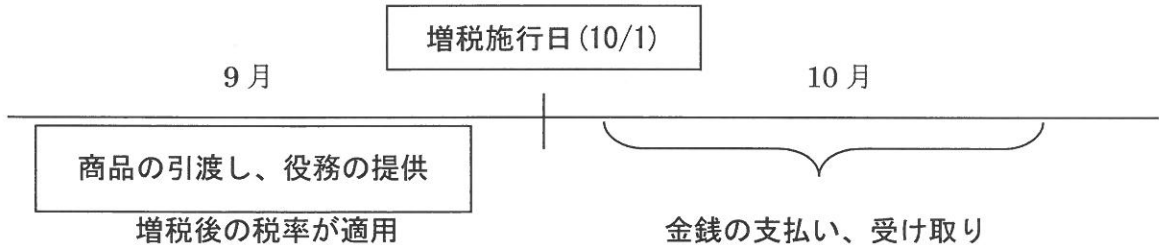
いよいよ10月1日から消費税が10%となりましたが、9月に支払いや受け取りが終わっていても増税後の税率が適用になっていたり、逆に10月に支払いや受け取りをしているにもかかわらず増税前の税率のままでいい取引があります。そこで消費税増税施行日(10月1日)前後の取引に係る消費税の適用関係をおさらいしたいと思います。

【増税前の入出金で増税後の税率適用のケース】



例えば9月に金銭の支払いや受け取りをして金銭の入出金が9月中に終わっていたとしても、実際に商品の引渡しや役務の提供(サービスの完了)が10月であれば、商品やサービスの消費は10月に行われたとされ、増税後の10%の税率が適用されます。

【増税後の入出金で増税後の税率適用のケース】



例えば商品の引渡しや役務の提供(サービスの完了)が9月中に終わっている取引で、10月に金銭の支払いや受け取りをして金銭の入出金が10月になったとしても、実際に商品の引渡しや役務の提供が9月であれば、商品やサービスの消費は9月に行われたとされ、増税前の8%の税率が適用されます。